



## 岡山市広報連絡資料

令和6年7月2日

### 商店街の活性化に繋がるアイデアを募集します【後期募集】 ～商店街サポートアイデア協働事業～

商店街を舞台にした集客力のあるイベントを行うなど、商店街の売上増加、商店街の活性化に繋がるアイデアを持つ外部団体を募集します。

#### 1 募集期間

【後期】:令和6年7月1日(月)～7月31日(水)

#### 2 応募資格

民間事業者、NPO法人等の外部団体(法人・任意団体は問いません)

#### 3 事業内容

商店街サポートアイデア協働事業では、商店街活性化に繋がるアイデアを有する外部団体(民間事業者やNPO法人等)と、そのアイデアに取り組みたい商店会をマッチングします。

外部団体が持つ斬新なアイデアを活かすことで、商店街の新たな賑わいの創出や商店街が抱える様々な課題の解消等に繋げていきます。

対象事業	補助率	補助上限
商店街全体の売上増加に繋がる事業	10/10	20万円

事業実施期間 【後期】:令和6年9月～令和7年3月末

#### 4 その他

令和5年度実績:前期4件、後期6件

#### 【問い合わせ先】

岡山市 産業振興課 二ノ宮・熊代 直通086-803-1323 内線4525

# 商店街サポートアイデア協働事業 要項

## 1. 事業趣旨及び内容

商店街は、市民が買い物をする場だけでなく、街としての賑わいの創出の場の提供や地域コミュニティの担い手としてなど、重要な役割を有しています。しかしながら、空き店舗の増加、来街者の減少、経営者の高齢化など様々な課題を抱えています。

本事業は、商店街活性化に繋がるアイデアを有する外部団体(民間事業者やNPO法人等)と、そのアイデアに取り組みたい商店会をマッチングし、外部団体と商店会の新たな関係構築をサポートするほか、外部団体が持つ斬新なアイデアを活かすことで、商店街の新たな賑わいの創出や商店街が抱える様々な課題の解消等に繋げていくことを目的としています。

商店街を舞台として、マッチングされたアイデアに基づく事業を商店会と協働で取り組む外部団体に対し、事業実施に必要な費用の一部を事業内容に応じて補助します。

## 2. 補助対象者

### 以下の要件を満たし、商店街の活性化に繋がるアイデアを持つ外部団体

(1)定款・規約等を有しており、代表者が明確で適切な経理処理ができる団体(法人・任意団体は問いません)

(2)団体の代表者は、18歳以上であること

(3)次に該当しない団体であること

① 過去に実施を希望する商店会と共に催してイベントや展示会等を実施したことがある

② 代表者が市税を滞納している

③ 代表者及び構成員が過去2年度間に市の補助金を取消されている

④ 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体

⑤ 団体の構成員の過半数が、協働で取り組む商店会の組合員、又は、商店会事務局員である

(4)構成員に次の者を含んでいないこと

① 暴力団関係者

② 風俗営業者

③ 訴訟や法令遵守上の問題を抱えている者

## 3. 補助対象となる取り組み・補助金額

対象事業	補助率	補助上限額	要件
商店街全体の売上増加に繋がる事業	10/10	20万円	商店会との協働 (広報や備品の貸出等)

※国等他の補助金等との併用は不可

## 4. 補助対象となる経費

報償費、消耗品費、印刷製本費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料、賃借料

## 5. 補助対象とならない経費

- ・外部団体の運営に必要な経常的経費(人件費、電話代、事務所家賃、水道光熱費など)
- ・個人給付的な経費(景品や参加賞など)
- ・飲食・接待費
- ・備品購入費
- ・許可申請に係る手数料
- ・振込手数料
- ・消費税
- ・契約に係る印紙代
- ・応募に係る経費
- ・その他市長が補助事業としてふさわしくないと認める経費

## 6.スケジュール

項目	前期募集	後期募集
商店街の抱える課題・ニーズ調査	令和6年4月1日(月)～4月8日(月)	—
アイデア応募期間	令和6年4月15日(月)～5月10日(金)	令和6年7月1日(月)～7月31日(水)
実施希望の照会・回答	令和6年5月15日(水)～5月27日(月)	令和6年8月7日(水)～8月16日(金)
マッチング期間	令和6年5月下旬～6月上旬	令和6年8月中旬～8月下旬
事業実施期間	令和6年6月下旬～9月末	令和6年9月～令和7年3月末
事業効果ヒアリング	令和6年10月頃	令和7年3月頃
備考	・前期及び後期の両方に応募することもできます。ただし、応募は1団体あたり1件で、 前期及び後期と同一の事業を実施することはできません。 ・マッチングは予算の範囲内で実施します。 ・過去に共催してイベントを実施したことがある商店会と外部団体とのマッチングは できません。 ・1件に対して複数の商店会から申込があった場合、外部団体が実施を希望する 商店会を選択します(複数の商店会と協働して実施することも可能です)。	

## 7.提出書類・提出方法

### 【商店街の抱える課題・ニーズを調査(商店会が提出)】

- ・「商店街サポートアイデア協働事業」調査票(※要項の様式第1号)

### 【アイデア応募時(外部団体が提出)】

- ・「商店街サポートアイデア協働事業」応募申請書(※要項の様式第2号)
- ・応募申請書提出に際しての誓約書兼同意書(※要項の様式第3号)
- ・外部団体の定款・規約等

### 【アイデア実施希望時(商店会等が提出)】

- ・「商店街サポートアイデア協働事業」申込書(※要項の様式第4号)

### 【マッチング成立後(外部団体が提出)】

- ・実施合意書兼誓約書(※要項の様式第5号)

### 【補助金申請時(外部団体が提出)】

- ・補助金等交付申請書(岡山市補助金等交付規則の様式第1号)
- ・事業計画書(岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱の様式第1号(第6条関係))
- ・収支予算書
- ・市税滞納無証明書
- ・見積書(明細が記載されたもの)
- ・債権者登録申請書(岡山市に未登録の団体のみ)

### 【事業実施～事業完了後(外部団体が提出)】

- ・着手届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・完了届(岡山市補助金等交付規則の様式第4号)
- ・補助事業等実績報告書(岡山市補助金等交付規則の様式第5号)
- ・事業実施報告書(岡山市商店街振興対策事業補助金交付要綱の様式第2号(第10条関係))
- ・収支決算書
- ・請求書(明細が記載されたもの)
- ・領収書(振込票の控え)の写し

### 【補助金交付(外部団体が提出)】

- ・補助事業等請求書(岡山市補助金等交付規則の様式第7号)

※マッチングされたアイデアに基づく取組内容に応じ、確認のため別途資料の提出をお願いする場合があります。

## 8.申請・お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市産業観光局商工部産業振興課

Tel:086-803-1323

Mail:shougyou@city.okayama.lg.jp



岡山市ホームページ